

【島原市プレミアム付商品券概要】

発行者	島原商工会議所・有明町商工会
名称	湧くわく商品券
発行額	◆商品券発行総額：2億4千万円 ◆商品券販売総額：2億円
額面	1セット：1,000円券12枚綴 (額面12,000円、販売10,000円、2万セット)
有効期間	平成27年7月1日(水)～12月31日(木)
販売場所 販売方法	◆1次販売【1世帯1セット】 販売時間 午前10時～午後3時 ※整理券必要 ☆7月1日(水)～7月12日(日) ※土日も販売します。 島原商工会議所(2階)、有明町商工会 ☆7月1日(水)のみ 三会・杉谷・安中公民館 ☆7月2日(木)のみ 森岳・霊丘・白山公民館 ◆2次販売【1世帯5セット】 販売時間 午前10時～午後3時 ※整理券必要 ☆7月13日(月)～7月15日(水) 島原文化会館(展示室A)、有明町商工会 ☆7月16日(木)～7月24日(金) ※土日、祝日は販売しません。 島原商工会議所(2階)、有明町商工会 ◆3次販売【1人5セット】 販売時間 午前10時～午後3時 ※整理券不要 ☆7月27日(月)～7月29日(水) 島原文化会館(展示室A)、有明町商工会 ☆7月30日(木)～ ※土日は販売しません。 島原商工会議所(2階)、有明町商工会
換金	◆島原商工会議所[月・水・金] 午前10時～午後3時 ◆有明町商工会[火・木] 午前10時～午後3時 ※祝祭日、お盆休み(8月14日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。 ※最終換金日【平成28年1月15日(金) 午前10時～午後3時】 ◆小切手支給(換金手数料差引) ※換金手数料：発行者会員事業所 [0%] 発行者非会員事業所(個人、市内本店登記の法人) [1%] 発行者非会員事業所(市外本店登記の法人) [3%] ※登記簿謄本(3ヵ月以内、コピー可)にて本店所在地の確認を行う。

湧くわく商品券 登録店マニュアル

※詳細につきましては、『商品券発行事業約款』をご覧ください。

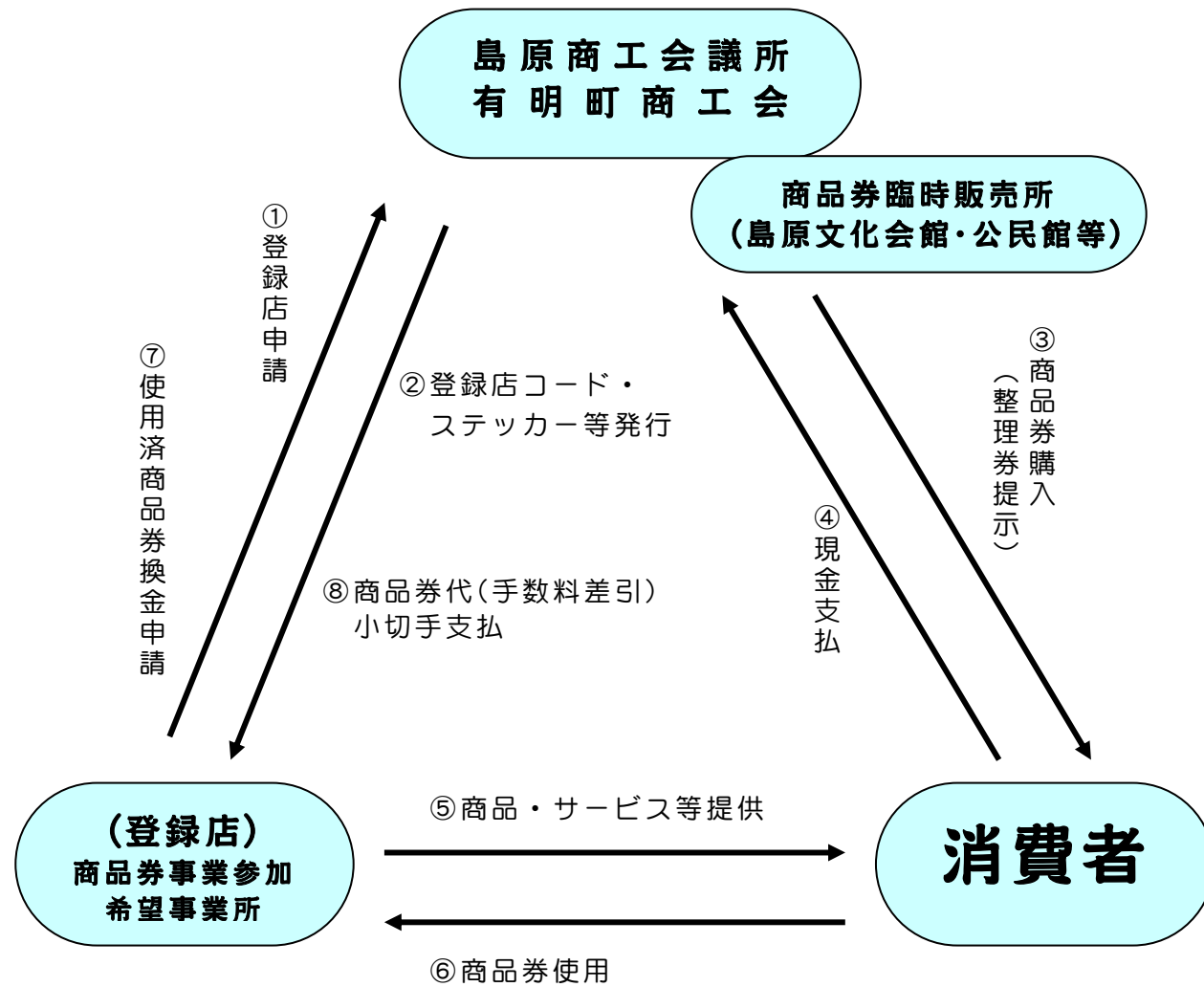
※約款、マニュアル、申請書は、『島原商工会議所ホームページ』よりダウンロードできます。

お問い合わせ先	
島原商工会議所 〒855-8550 長崎県島原市高島二丁目7217 TEL 0957-62-2101 FAX 0957-62-2393 E-mail info@shimabara-cci.or.jp	有明町商工会 〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊1427-3 TEL 0957-68-0255 FAX 0957-68-0223 E-mail ariake@shokokai-nagasaki.or.jp

【湧くわく商品券見本】



【商品券事業の流れ】



【登録店の遵守事項】

- ◆商品券には、有効期限があります。
平成27年7月1日(水)～平成27年12月31日(木)
※有効期間を経過した商品券は無効となります。平成28年1月1日以降は、使用できなくなります。
- ◆登録店ステッカー(カラーコピー、拡大・縮小コピー可)をお客様(消費者)の見やすい場所に必ず掲示して下さい。
- ◆お客様(消費者)から受け取った商品券(裏面)に店名を記入または店名スタンプ(ゴム印)を押印して下さい。
- ◆商品券を登録店自らの商品仕入れや経費等の支払いに使用できません。
- ◆最終換金日は
平成28年1月15日(金)午前10時～午後3時です。
※最終換金日を経過した商品券は換金できなくなります。

【お客様(消費者)への対応】

- ◆お客様(消費者)が有効期間中に商品券を持参されたときは、商品券1枚につき1,000円分の商品及びサービス等とお引き換え下さい。
- ◆商品券は、現金と同様に扱って下さい。ただし、商品券の額面に満たない使用のときは、原則として釣り銭は出さないこととします。
- ◆登録店が商品券を使用できない一部の商品及びサービス等を指定する場合は、お客様(消費者)とトラブルにならないよう、事前告知するなど、最善の対応をするよう努めて下さい。
- ◆商品券でお買い物をされるお客様にも、現金でお買い物をされるお客様にも、同様の対応をお願いします。
- ◆お客様に対して不愉快な感じを与えることなく、気持ちのよい対応をお願いします。

【汚損した商品券の対応】

- ◆お客様(消費者)が汚損した商品券をお持ちになった場合には、商品券自体及び商品券右上の番号が判別でき、商品券の3分の2以上が残っていれば、ご使用頂いて構いません。

【商品券の換金方法】

- ◆お客様(消費者)から受け取った使用済みの商品券(裏面)に店名スタンプ(ゴム印)がすべて押印してあるか、再度ご確認ください。
- ◆商品券が100枚以上になる場合は、100枚毎に輪ゴムで束ねて下さい。
- ◆「湧くわく商品券換金申請書」(様式第3号)を記入(代表者印押印)して、登録手続を行ったところ(島原商工会議所か有明町商工会)へ提出して下さい。
※「湧くわく商品券取扱登録証明書」(様式第2号)の提示並びに使用済商品券を添付して下さい。
※換金手続に来られる方は認印をご持参下さい。
※登録店の登録手続時に「湧くわく商品券換金申請書」(様式第3号)を同封しておりますので、コピーしてお使い下さい。
- ◆使用済商品券の枚数を確認し、換金手数料を差し引いて、小切手にてお支払いします。

換金手続の混雑も予想されます。ご迷惑をおかけすることと思いますが、ご協力をお願い致します。

【商品券事業の仕訳の一例】

【未収金計上で処理される場合】

- ①お客様（消費者）が1,500円の商品を湧くわく商品券（1,000円券1枚）と現金（500円）で買い物をされました。

借方		貸方	
未収金	1,000	売上	1,500
現金	500		

- ②換金日にお客様（消費者）から頂いた商品券30枚（未収金30,000円計上）を換金に行った。その際、換金手数料1%を差し引かれ、残金を小切手でもらった。

借方		貸方	
現金	29,700	未収金	30,000
雑費	300		

【現金計上のみで処理される場合】

①

借方		貸方	
現金	1,500	売上	1,500

②

借方		貸方	
雑費	300	現金	300

※上記仕訳、勘定科目は、あくまで一例であり、顧問税理士の先生等にお尋ね下さい。

【商工会議所及び商工会は、あなたの参加をお待ちしています。】

この度は、湧くわく商品券発行事業に登録店として、ご参加頂き誠に有り難うございます。また会員の皆様には、日頃より商工会議所及び商工会の事業活動にご高配を賜り感謝申し上げます。

商工会議所及び商工会活動の推進力となるのは、地域の商工業者であると言えます。1人でも多くの方々が積極的に参加して頂くことで、地域経済団体としての発言力は高まります。未加入の事業所におかれましては、是非ともご入会を頂き、色々なご意見をお寄せ頂くとともに、商工会議所・商工会を積極的に活用頂きたいと思っております。会員の皆様におかれましては、地域経済の発展のために引き続きご支援ご協力を頂きたいと存じます。

結びに、今回の商品券事業開始にあたり、内容等ご理解頂き、湧くわく商品券がより多くのお客様にご愛用されますよう、ご支持をお願い申し上げます。